

## ギリシャ政府の新型コロナウイルス対策(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年6月22日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、6月28日までとなっています。

### ■1 今回の延長に伴う主な変更点

- (1) 店内(食料品店、小売店、理髪店等)での人数制限を16平方メートル毎に1人とする。(但し、携帯電話関係の店舗は100㎡毎に6人)(以前は25平方メートル毎に1人)
- (2) 屋外の児童遊戯場及び遊園地の営業を許可する。
- (3) 鉄道、長距離バスは乗客85%までとする。(以前は65%)
- (4) 本土から島行きの国内航空便・フェリー搭乗時におけるワクチン接種証明書、または陰性結果証明書の提示義務について12歳未満は免除とする。(以前は6歳未満)

### ■2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210622\\_kokunai.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210622_kokunai.pdf)

### ■3 「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210611\\_gaishutsu.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210611_gaishutsu.pdf)

在ギリシャ日本国大使館

Embassy of Japan in Greece

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

e-mail : consular@at.mofa.go.jp